

## 第1条(本約款の趣旨)

1. この約款(以下「本約款」といいます。)は、お客様が株式会社サイバーエージェント FX(以下「弊社」といいます。)との間でインターネットを利用して行う外国為替証拠金取引(以下、個別に行われる各取引を「個別取引」といい、総称して「本取引」といいます。)に関して、弊社の取引システム(以下「本システム」といいます。)によりお客様に提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)の特徴、取引条件、仕組み及びリスク、並びに本取引における権利義務関係に関するお客様と弊社との間の取り決めです。
2. お客様は、本取引を行うにあたり、弊社から、本約款、弊社の外国為替証拠金取引に関する規程(以下「本規程」といいます。)及び弊社の外国為替証拠金取引説明書(以下「取引説明書」といいます。)の交付を受けたことを確認し、それらの内容を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾して頂くことを条件として、本取引を行うものとします。
3. 外国為替証拠金取引とは、事前に取引金額の一部を証拠金として預託した上で差金決済による外国為替の売買を行う店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第22項第1号に該当する取引で、売買の目的となっている通貨の売戻し又は買戻し等をしたときは差金の授受によって決済することができる取引)をいいます。

## 第2条(リスク及び自己責任の原則)

1. 外国為替証拠金取引には外貨預金・外貨建てMMFなどのお取引に比べ高度なリスクが伴います。お客様は、本約款、本規程及び取引説明書の内容を十分に理解し、かつこれらを異議なく承諾して頂いた上、外国為替証拠金取引の特徴、仕組み及びリスク、並びに本取引の特徴、取引条件、仕組み及びリスクを把握し、また次の各号に掲げる本取引のリスク等を十分に理解した上で、自己の判断と責任において、自己の計算により本取引を行うことに合意するものとします。
  - (1)外国為替証拠金取引は、政治・経済情勢の変化及び各国政府・自主規制機関の法令等(第6条第5項に定義されます。)若しくは規制等により影響を受けるおそれがあること。
  - (2)システム機器、通信機器等の故障・障害等その他のシステム上の問題を原因とする不測の事態により取引の制限が生じるおそれがあること。
  - (3)外国為替市場では24時間常時為替レートが変動している(土日・一部の休日等を除きます。)ことから、相場の変動等により、為替差損が発生するおそれ(価格変動リスク)があること。
  - (4)外国為替証拠金取引では、少額の証拠金(委託証拠金を含みます。以下同じ。)を拠出することで多額の取引を行うことができ、大きな利益を得る可能性がある反面、多大な損失を生じるおそれがあること、また場合によっては、当該損失の額が預託された証拠金の額を上回るおそれがあること。

- (5) 相場の変動等により、評価損が一定額を超えたときは、追加の証拠金の預託が必要となることがあること。
- (6) 証拠金は取引に際し担保として差し入れるものであって投資元本ではないこと、及び、預託した証拠金相当額の返還は保証されないこと。
- (7) 取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合に、取引の停止・中止等を行うことがあること。
- (8) 本取引では、お客様の損失の拡大を防ぐ目的で、弊社の判断又は弊社の所定の方法によりお客様の計算において反対売買等の必要な措置を講じることがあること、及び、かかる措置が講じられたか否かに関わらず通貨等の価格変動又は経済指標の数値の変動等により、多大な損失を生ずることとなるおそれがあり、当該損失の額が預託された証拠金の額を上回ることとなるおそれがあること。
- (9) 主要国の祝日や特定の時間帯において、又は、天変地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業、為替相場の異常な変動等の特殊な状況により、弊社からのレートの提示が困難になり、お客様が保有するポジション(建玉)を決済することや新たにポジション(建玉)を保有することが困難となるおそれ(流動性リスク)があること。
- (10) 取引する通貨によっては、市場での売買高が少ないため、売戻し又は買戻しができないなど、意図した取引ができないおそれがあること、及び、通貨の流動性が低下すると、その通貨の取引ができなくなり、お客様に損失が生じるおそれがあること。
- (11) 弊社が本取引に関連して取引を行う外国為替証拠金取引業者並びにカバー取引の取引先金融機関の破綻等に起因する取引制限、又はカバー取引先の変更に伴う未決済のポジション(建玉)及び預託された証拠金の移管等によりお客様に損害等が発生するおそれ(取引先信用リスク)があること。
- (12) お客様が外貨を証拠金として預託した場合、預託された証拠金についても同様の外国為替取引相場の変動リスクがあり、かかる相場変動による追加の証拠金の預託等の措置が必要となることがあること。
- (13) 本取引により生じるお客様の弊社に対する債権は、弊社に対する一般の債権者と同様に取り扱われること。
- (14) お客様と弊社が行う取引については、店頭相対取引として行うものであり、弊社が表示する通貨等の売付けの価格と買付けの価格とに差(スプレッド)があること。
- (15) 本取引に関連して発生する、通貨間の金利差調整額(スワップポイント)に関して、各国の金利状況の動きによりお客様に損失が発生するおそれがあること。
- (16) 本取引においては両建て取引を行うことができること、並びに、両建て取引は、取引手数料が二重にかかること、スワップポイントにより逆ざやが生じるおそれがあること、仲値を基準とする売値及び買値の価格差(前述のスプレッド)についてお客様が二重に負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引であること。
- (17) 本取引の取引手数料の額その他の取引条件の細則については、本規程又は取引説明

書等において、別途弊社が定めること。

(18)本取引の口座番号等(第6条第1項に定義されます。)は、盗難又は第三者への漏洩のないよう、お客様が自己の責任で管理する必要があること、第三者がお客様の口座番号等を利用した場合にもお客様ご本人が責任を負うこと。

(19)本取引に含まれるリスクとして上記に掲げられたものは外国為替証拠金取引のリスクの一部であり、すべてのリスクを網羅しているわけではないこと。

(20)外国為替証拠金取引は、多額の損失を被る危険を伴う取引をお客様の自らの判断と責任において行うものであるため、本約款、本規程及び取引説明書のみには依拠することなく、適宜、自己の弁護士、税理士等の専門家の助言を得るなどしながら、お客様が自ら取引の特徴、取引条件、仕組み及びリスクについて十分に研究し、知識、経験、財産の状況及び投資目的等に見合った取引を行うことが肝要であること。

2. 本取引は口座開設から決済までを主としてインターネットを通じた非対面取引により行うものであり、本取引を行うためには、お客様は単独でパソコン又は携帯端末での基本操作を行うことができる必要があります。

### 第3条(定義)

1. 「営業日」とは、法令等(第6条第5項に定義されます。)による国内の金融機関の休業日以外の日をいいます。
2. 「注文中証拠金」とは、ある時点において発注済でかつ約定前の注文に係る取引証拠金の合計額をいいます。
3. 「取引証拠金」とは、個別取引の担保として弊社に予め預託することが必要な担保金をいい、その具体的な金額その他の事項は本規程第6条第2項に基づき取引説明書において定められるものとします。
4. 「反対売買」とは、未決済のポジション(建玉)の売戻し又は買戻しをすることをいいます。
5. 「必要情報」とは、本取引を行うに際して必要があると弊社が定める情報(第5条の適格要件の充足に関する情報を含みます。)をいいます。
6. 「約定」とは、お客様の注文に従って、売買取引が成立することをいいます。

### 第4条(法令等の遵守)

お客様及び弊社は、本取引にあたり「外国為替及び外国貿易法」、「金融商品取引法」その他の関係法令を遵守するものとします。

## 第5条(口座の開設及び取引の適格要件)

1. お客様は、本約款、本規程及び取引説明書の内容を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾して頂くことを条件とし、本取引を行うことを目的として、弊社の所定の手続(本人確認の手続等を含みます。)に従い外国為替証拠金取引口座(以下「本口座」といいます。)の開設の申込みを行うものとします。
2. 本口座の開設及び個別取引の実施にあたっては、当該時点において、お客様が以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。
  - (1)外国為替証拠金取引の特徴、仕組み及びリスク、並びに、本取引の特徴、取引条件、仕組み及びリスク等について、本約款、本規程及び取引説明書を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾していること。
  - (2)ご自身の判断と責任により本取引を行うことができること。
  - (3)弊社から電子メール又は電話で常時連絡を取ることができること。
  - (4)ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること。
  - (5)契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、保証金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法によりご承諾頂けること。
  - (6)日本国内に居住する20才以上の行為能力を有する個人、又は日本国内で本店若しくは支店が登記されている法人であること。
  - (7)本約款及び本規程に定めるお客様の義務に違反していないこと。
  - (8)マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行わないこと、又は不法な反社会的勢力の一員でないこと。
  - (9)お客様が弊社より払い戻す金銭の受取口座(振込先銀行口座)は、国内に存する金融機関のうちから弊社が指定する金融機関に開設することに同意頂けること。
  - (10)金融先物取引法に規定される外務員登録を受けていないこと。
  - (11)その他弊社の定める基準を満たしていること。
3. 本取引に関して行われるすべての金銭の計上は本口座を用いて処理するものとします。本口座は、お客様お一人様につき、一口座とさせていただきます。
4. 本口座の開設又は個別取引の諾否は、弊社が弊社の審査基準(本条第2項に定める適格要件を含みます。)に基づき判定するものとし、お客様は弊社が本口座の開設又は個別取引を承諾した場合に限り、本取引を行うことができます。なお、弊社は、かかる審査基準を開示しないものとします。また、判定の結果弊社が本口座の開設又は個別取引をお断りした場合であっても、弊社は、その理由については開示しないものとします。
5. 本口座を開設したお客様が、本条第2項に定められる適格要件を満たさなくなった場合には、直ちに弊社に対して通知するものとします。

## 第6条(口座の名義)

1. 前条に基づき弊社がお客様の本口座の開設を承諾した場合、弊社は、お客様に対して書面により本口座の口座番号及びパスワード(お客様が申込み時に指定したもの)(以下「口座番号等」といいます。)を通知します。お客様は個別取引の開始時に口座番号等を入力し、入力された情報が、弊社が書面により通知した口座番号等と一致した場合にのみ、個別取引を開始することができます。なお、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定することは避けるとともに、パスワードは一定期間毎又は不定期に変更するようにして下さい。
2. 前項に基づき弊社が通知した口座番号等を使用できるのはお客様ご本人に限ることとし、これらを共同で使用し、又は他人に貸与若しくは譲渡することはできません。お客様ご本人以外の第三者の使用が判明した場合には、弊社は、そのお客様による本サービスの利用を停止・中止いたします。また、お客様は、口座番号等が第三者により不正に使用されないよう、これを適正に管理しなければならず、お客様の口座番号等により、第三者が行ったすべての取引についての責任はお客様ご本人が負担するものとします。また、第三者がお客様の口座番号等を使用して本取引を行うことによりお客様に生じた損害について、弊社は、故意又は重大な過失がない限り、一切の責任を負担しないものとします。さらに、お客様が、第三者にお客様の口座番号等を使用させたことに関して弊社に損害等が生じた場合には、お客様は、弊社に対して、かかる損害等を賠償、補償又は補填するものとします。
3. パスワードについては、お客様の管理上の必要に応じ、お客様の責任で、弊社の所定の方法により変更するものとします。
4. 本口座の開設の申込みの際に、お客様は弊社に対して正確な必要情報を提供するものとし、また申込み時にお客様が提供した必要情報に変更が生じた場合には、お客様は直ちに弊社に対して通知するものとします。お客様が申込み時に事実と異なる必要情報を提供した場合、又は必要情報(電子メールアドレスを含みます。)の変更にも関わらずお客様が弊社に対して変更の通知をしなかった場合には、これらに起因してお客様に生じた一切の責任はお客様が負担するものとし、弊社は、故意又は重大な過失がない限り一切の責任を負わないものとします。
5. お客様が、本取引を行うことは、法律、政令、規則その他の法令(以下「法令等」といいます。)、行政機関の規則・ガイドラインその他規制等、自主規制機関の規制等及び定款その他の社内規則(お客様が法人の場合)に違反せず、また本取引のために必要な法令上の手続(許認可の取得、司法・行政機関等への報告・届出等を含みます。)及び社内手続(お客様が法人の場合)はそのすべてが履践されているものとし、これらに違反したことによりお客様又は弊社に生じた一切の損害はお客様が負担するものとします。

## 第7条(証拠金)

1. お客様は、個別取引を行うにあたり、個別取引によって生じるお客様の一切の債務を担保するために、弊社に対して、当該個別取引にかかる取引証拠金の金額以上の証拠金(具体的金額は取引説明書において弊社が定めるものとします。)を弊社の定める方法により本口座に予め預託するものとします。
2. ある時点において弊社に預託されている有効証拠金(本規程において規定されます。)の額が、当該時点においてお客様が保有するポジション(建玉)に係る取引証拠金並びに当該時点における注文中証拠金及び出金依頼金額の合計額を超過している場合には、お客様は、当該超過分の全部又は一部の返還を受けることができるものとし、弊社はお客様よりかかる返還の請求があった日から起算して原則として2営業日以内に当該金銭を返還するものとします。
3. 前項に関わらず、外国通貨の証拠金の返還については、お客様より請求があった日から起算して原則として3営業日以内に弊社からお客様への返還処理がなされるものとします。
4. 上記のほか、お客様は、取引証拠金の取り扱いにつき、以下の各号の事項を異議なく承諾するものとします。
  - (1) 取引証拠金には、利息が付されないこと。
  - (2) お客様が預託する取引証拠金は、円貨又は弊社が別途指定する外貨に限られ、有価証券その他の財物により取引証拠金を預託することは認められないこと。
  - (3) お客様による取引証拠金による預託の方法は、弊社指定の銀行口座への振込入金に限られ、その他の方法による預託は認められないこと。

## 第8条(強制決済)

1. お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じたと弊社が認めた場合には、弊社から通知、催告等を要せず、弊社は当該時点においてお客様が保有するポジション(建玉)につき、強制的に反対売買等をし、決済を行うことができるものとします。
  - (1) 支払の停止又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始若しくは特別清算開始又はこれらに類似する手続の申立があったとき。
  - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - (3) お客様の弊社に対する本取引に係る債権その他お客様の弊社に対する一切の債権(有効証拠金の返還請求権を含みます。)のいずれかについて仮差押、仮処分、差押、競売手続、滞納処分その他これらに類似の事実(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由を含みます。)が発生したとき、又はこれらの申立、処分若しくは通知を受ける可能性のある事由が生じたとき。
  - (4) 本取引に係る債務に関してお客様が弊社に対して差し入れている担保の目的物(本口座内の金銭を含みます。)について仮差押、仮処分、差押、競売手続、滞納処分その他これ

らに類似の事実(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由を含みま  
す。)が発生したとき、又はこれらの申立、処分若しくは通知を受ける可能性のある事由が生  
じたとき。

(5)住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、弊社にお客様の所  
在が不明となったとき、又は弊社による電話等による連絡が不可能であると弊社が判断したと  
き。

(6)海外に居住することとなったとき。

(7)死亡したとき。(但し、相続人全員が署名捺印した書面により代表相続人を選定し、弊社  
が当該代表相続人による本取引の継続を承諾した場合を除きます。)

(8)心身機能の重度な低下等により、本取引の継続が著しく困難又は不可能となったとき。

(9)お客様が弊社の業務に重大な支障をきたすと弊社が認める行為を行ったとき。

2. お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じたとき弊社が認めた場合には、弊社は  
まずお客様に対して注文期限を定めて反対売買等をする旨の請求をすることができ、弊社より  
かかる請求があった場合には、お客様は、弊社の指定する注文期限までに、当該時点において  
保有するポジション(建玉)について反対売買等をし、決済しなければなりません。但し、かかる  
注文期限までに、お客様が反対売買等の注文を行わないときは、弊社は、お客様への事前連絡  
やお客様の承諾を要することなく、任意に、当該ポジション(建玉)を反対売買等をし、決済する  
ことができるものとします。

(1)口座開設時に虚偽の申告をしたことが判明した場合。

(2)お客様の弊社に対する本取引に係る債務又はその他一切の弊社に対する債務のい  
ずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。

(3)弊社の Web サイトの運営若しくは弊社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすお  
それのある行為を行ったとき弊社が認めた場合。

(4)お客様の弊社に対する債務(但し、本取引に係る債務を除きます。)について差し入れて  
いる担保の目的物について仮差押、仮処分、差押、競売手続、滞納処分その他これらに類  
似の事実(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由を含みます。)が発  
生したとき、又はこれらの申立、処分若しくは通知を受ける可能性のある事由を生じたとき。

(5)お客様が本約款その他弊社が本取引に関して定める規程のうちいずれかの条項の一部  
でも違反したとき。

(6)お客様が本取引に関して弊社に対して有する債権と債務(期限の到来していない債務を  
含みます。)の支払通貨が異なる場合において、お客様の債務の額が債権の評価額の 80%  
を上回った場合。

(7)前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

3. 本条第 1 項各号のいずれかの事由が発生したとき弊社が認めた場合には、お客様は、弊  
社に対するすべての本取引に係る債務について当然に期限の利益を失い、直ちに弊社に対し  
て債務を弁済するものとします。

4. お客様について、本条第2項各号の事由のいずれかが生じたと弊社が認めた場合には、弊社の請求により、お客様は、弊社に対するすべての本取引に係る債務について期限の利益を失い、直ちに弊社に対して債務を弁済するものとします。

5. 本条第1項又は第2項に基づく反対売買等を行った結果、お客様が預託された証拠金以上の損失が生じた場合には、お客様は弊社に対して、当該損失と預託された証拠金の差額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

## 第9条(差引計算)

1. 前条第3項又は第4項の規定に基づきお客様が弊社に対する債務の期限の利益を喪失した場合、弊社は、お客様が本取引に関して弊社に対して負担する一切の債務と弊社のお客様に対する一切の債務(前条第1項又は第2項に基づく決済後の本口座内の金銭の返還債務を含みます。)を、相殺できるものとします。

2. 前項の相殺の場合には、弊社は事前の通知その他の手続を省略し、お客様に代わり、本口座内の金銭の払戻しを受け、お客様の債務の弁済に充当することができるものとします。

3. 前二項によって差引計算を行う場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間の計算実行の日までとし、債権債務の利率については、弊社の定める利率によるものとし、また、債権及び債務の支払通貨が異なるときには弊社の指定する通貨にて差引計算を行うものとし、通貨を換算する場合には弊社の指定する為替レートを適用するものとします。

4. 本条に基づく差引計算を行ってもなお残債務がある場合には、お客様は、弊社に対して、直ちに弁済を行うものとします。

## 第10条(担保の処分)

お客様が本取引に関して弊社に対して負担する債務を本約款又は本規程により定められる期限までに履行しないときは、弊社は、お客様が弊社に対して差し入れている証拠金その他の担保について、お客様への通知、催告等を要せず、かつ法令上の手続きによらないで、任意に処分できるものとし、その処分により得られた金額から諸費用を差し引いた残額を、法定の順序に関わらず弊社が指定する順序及び方法により、お客様の債務の弁済に充当することができるものとします。なお、外国通貨を処分する場合、その評価額は、外国為替相場の実勢レートに従い弊社が指定するレートに基づき円貨にて評価されるものとします。また、当該弁済充当を行ってなお残債務がある場合には、お客様は、弊社に対して、直ちに弁済を行うものとします。



## 第 11 条 (占有物の処分)

お客様が本取引に関して弊社に対して負担する債務を本約款又は本規程により定められる期限までに履行しないときは、弊社は、自己の占有するお客様の外国通貨その他の財物を、お客様への通知、催告等を要せず、かつ法令上の手続によらないで、任意に処分できるものとし、その処分により得られた金額から諸費用を差し引いた残額を、法定の順序に関わらず、弊社が指定する順序及び方法により、お客様の債務の弁済に充当することができるものとします。なお、外国通貨を処分する場合、その評価額は、外国為替相場の実勢レートに従い弊社が指定するレートに基づき円貨にて評価されるものとします。また、当該弁済充当を行ってなお残債務がある場合には、お客様は、弊社に対して、直ちに弁済を行うものとします。

## 第 12 条 (充当の指定)

弊社に対する債務の弁済又は第 9 条の差引計算が行われる場合で、お客様の弁済額又は差引計算の対象となるお客様の債権が、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、弊社は、法令の順序に関わらず弊社が指定する順序及び方法によりお客様の債務の弁済に充当することができるものとします。

## 第 13 条 (遅延損害金の支払い)

お客様が弊社と行う本取引に関し、弊社に対する債務の履行を怠ったときは、弊社は、履行期日の翌日より履行の日まで、年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

## 第 14 条 (債権譲渡等の禁止)

お客様が弊社に対して有する債権は、他に譲渡、質入れ、その他処分をすることができないものとします。

## 第 15 条 (報告)

お客様は、第 8 条第 1 項及び第 2 項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、弊社に対して、直ちに直接書面をもってその旨の報告をするものとします。

## 第 16 条 (届出事項の変更)

弊社に届け出たお客様の氏名若しくは名称、印鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他弊社が定める事項に変更があったときは、お客様は、弊社に対し直ちに弊社の所定の方法をもってその旨の届出をするものとします。

## 第 17 条 (報告書等の作成及び提出)

1. お客様は、お客様に係る本取引の内容その他について、日本国の政府機関等宛てに報告することを日本国の法令等に基づき要求される場合には、弊社がかかる報告をすることを異議なく承諾するものとします。この場合、お客様は、弊社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成に協力するものとします。
2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害については、弊社に故意又は重大な過失がない限り、弊社は免責されるものとします。

## 第 18 条 (ポジション(建玉)の制限)

弊社は、法令等、行政機関からの規制等、自主規制機関の規制等、経済情勢、その他合理的な事情により、お客様が保有することのできるポジション(建玉)の上限を制限することができます。

## 第 19 条 (免責事項)

1. 次に掲げる損害については、弊社は、当該損害の原因について故意又は重大な過失がない限り免責されることとします。
  - (1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変又は相場の急変等の事由により、外国為替証拠金取引の注文執行、金銭の授受又は寄託の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害。
  - (2) 外国為替市場の閉鎖又は規則の変更等の事由により、お客様の外国為替証拠金取引に係る注文に弊社が応じ得ないことにより生じた損害。
  - (3) 各国政府の法令等、行政機関のガイドライン、規制等の新設・改廃又は自主規制機関の規制等の新設・改廃により生じた損害。
  - (4) 電信、インターネット又は郵便の誤謬又は遅延等の事由(インターネット回線の混雑を含みます。)により生じた損害。
  - (5) 法令等、本約款及び本規程に従って弊社が本人確認した上で、金銭の授受その他の処理を行ったことに起因又は関連して生じた損害。

- (6) お客様の口座番号等をお客様ご自身が入力したか否かに関わらず、予め弊社に登録されている口座番号等との一致を弊社が確認して行った取引により生じた損害。
- (7) お客様のコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障・誤作動、弊社のコンピューターシステムやソフトウェアの故障・誤作動、市場関係者や第三者が提供するシステム・オンライン・ソフトウェアの故障・誤作動等その他取引に関係する一切のコンピューターのハードウェア・ソフトウェア・システム・オンラインの故障や誤作動により生じた損害。
- (8) お客様の注文ミス又はお客様が必要な確認を怠ったために、注文が約定され、又は約定されなかったことにより生じた損害。
- (9) 本サービスによりお客様に提供された情報が正確性を欠いていたこと(弊社の Web サイトに表示される取引レート又は高値若しくは安値等の誤表示を含みます。)により生じた損害。
- (10) 国内の金融機関の休日又は弊社の取扱時間外のために、お客様の注文に応じ得ないことにより生じた損害。
- (11) 国内の金融機関の休日又は弊社の取扱時間外のために、本取引に係る諸通知が遅延したことにより生じた損害。
- (12) 本約款又は本規程に弊社が免責される旨又はお客様が責任を負う旨が定められた損害。
- (13) その他弊社の責めによらない事由により生じた損害。

## 第 20 条(本口座の停止又は解約)

1. 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第 8 条第 1 項、第 2 項に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本口座は停止されることとなり、本口座での取引は出来なくなります。(但し、不足金の対処、引き出し等は除きます。)
  - (1) お客様が弊社に対し外国為替証拠金取引の本口座の停止の申し入れをしたとき。
  - (2) お客様が本約款その他本取引に関する規程の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の停止を通告したとき。
  - (3) 第 25 条に定める本約款、本規程及び取引説明書の変更にお客様が同意しないとき。
  - (4) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が取引を継続することが不適切であると認められた場合。
2. 次の各号のいずれかに該当したときは、本口座は解約されることとします。
  - (1) お客様が弊社に対し外国為替証拠金取引の本口座の解約の申し入れをしたとき。
  - (2) お客様が本約款その他本取引に関する規程の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の解約を通告したとき。
  - (3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。
  - (4) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が本口座を存置することが不適切であると認められた場合。

3. 本口座が停止される場合又は解約される場合において、お客様が弊社と行う本取引のポジション(建玉)が残存するとき又はお客様の弊社に対する債務が残存するときは、残存するポジション(建玉)を、お客様の計算において反対売買等により決済した上で、本約款第9条及び第12条に定めるところに従い、弊社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。なお、かかる清算を行っても残債務が残る場合には、お客様は弊社に対して、直ちに弁済を行うものとします。
4. 前項の場合に、発生した諸費用はお客様が負担するものとし、お客様はその都度弊社に対して支払うものとします。
5. 前二項に基づく清算の後、本口座内に余剰の金銭が残存している場合には、弊社は、お客様に対して当該金銭を返還するものとする。
6. 本条第1項に基づき本口座が停止された場合、お客様が本口座の停止解除を申し出たときには、弊社が本口座の停止を解除することが相当であると判断した場合に、弊社の所定の方法に従い本口座の停止が解除されるものとします。

#### **第21条(通知の効力)**

1. 本約款における弊社からお客様に対する通知については、本約款又は本規程に別段の定めがある場合を除き、弊社が運営するWebサイト上の情報閲覧サービスその他のサービスにおいて、通知の内容を確認できる状態にすることをもち、通知したものとみなされます。
2. お客様の届け出た住所、事務所の所在地又はお客様のメールアドレス宛てに弊社によりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他弊社の責めに帰さない事由により、延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとします。

#### **第22条(個人情報の取り扱い)**

弊社によるお客様の個人情報の取り扱い、利用目的等については、弊社が別途お客様に交付する書面にて通知し又は弊社がWebサイトにて別途公表するところに従うものとします。

#### **第23条(適用される法律)**

本約款は、日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従い解釈されるものとします。

#### **第24条(合意管轄)**

お客様と弊社との間の本取引に関する訴訟については、法令に別段の定めのある場合を除き、弊社本店所在地を管轄する裁判所を第一審の合意専属管轄裁判所とするものとします。

## 第 25 条(本約款の変更)

本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃又は監督官庁の指示により、又はその他必要が生じたときに改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限する又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、弊社は、原則として弊社の運営する Web サイトにおける情報通信の方法により、お客様から当該変更について同意を頂くものとします。この場合、お客様は、原則として Web サイトにて当該変更に同意いただいた場合に限り、本約款の改訂後も本取引を継続できるものとします。なお、弊社は、かかる同意を頂いた後、お客様のご要望に応じ、書面にて新たな約款を送付するものとします。

## 第 26 条(その他)

本約款に定めのない事項又は本約款の履行若しくは解釈につき疑義を生じた場合は、本規程及び関係法令等に従うほか、双方誠意を持って協議し円満解決を図るものとします。

以上

平成 15 年 11 月 10 日改訂

平成 19 年 3 月 12 日改訂

平成 19 年 5 月 21 日改訂

平成 19 年 9 月 30 日改訂